

問17 山林の所有者が測量会社から当該山林には売却可能性があるという説明を受けて当該山林の測量契約を締結したが、当該山林は実際には市場流通性の認められないものであったという事例では、不実告知による取消しが認められるのですか。

(答)

1. 今回の改正によって追加される重要事項については、損害又は危険を回避するためであることが要件とされているところ、この損害には、利益を得られなかったという消極的な損害も含まれます。
2. このような事例においては、山林の売却による利益を得られないことが財産についての損害又は危険に該当します。そして、山林を売却するためには測量が必要であることから、損害又は危険を回避するために、測量(当該消費者契約の目的となるもの)は通常必要であると判断されます。
3. したがって、このような事例においても、不実告知による取消しが認められることとなります。